



LEGAL UPDATE

2021年4月

新投資法の施行細則を定める政令第31/2021/ND-CP号

投資法第61/2020/QH14号（「新投資法」）が2021年1月1日から施行されたことに伴い、政府は同年3月26日、新投資法の施行細則を定める政令第31/2021/ND-CP号（31号政令）を公布した。31号政令は同日から施行され、投資法第67/2014/QH13号（「旧投資法」）の施行細則を定める政令第118/2015/ND-CP号および第37/2020/ND-CP号（118号政令の改正政令）のほか、旧投資法下で施行されていた第83/2015/ND-CP号、第104/2007/ND-CP号、第69/2016/ND-CP号、第79/2016/ND-CP号および第100/2018/ND-CP号第2条が失効した。本稿では31号政令の主要な内容を紹介する。

1. 外国投資家に対する市場アクセス制限分野

新投資法には、内国投資家・外国投資家共通の投資禁止分野¹・条件付き投資分野²に加えて、新たに「外国投資家に対する市場アクセス制限分野・業種」³に関する規定が置かれたことに伴い、31号政令は、外国投資家に対する市場アクセス禁止分野⁴（▽報道・情報収集、▽水産物捕獲、▽調査業、▽契約による海外労働者送り出しサービス、▽墓地建設・分譲、▽家庭からの廃棄物回収サービス、▽世論調査、▽武器・爆薬・装備品の製造・販売、▽中古船舶輸入、▽公共郵便、▽再輸出のための一時輸入、▽工業所有権代理・評価サービス、▽航行支援サービス、▽輸送手段の調査、車両・石油ガス採掘施設の技術安全・環境保護の調査、労働安全の特別条件を課せられる車両の技術検査等、▽自然林の調査・評価・伐採、▽ビジネス向け旅行サービス（インバウンド旅行サービスを除く）、など25分野）および制限分野（59分野）の具体的なリスト、および対象となる外国投資家の範囲について規定した。

2. 投資優遇措置の適用対象

31号政令では、新投資法に規定する投資優遇措置の適用対象について、優遇分野・業種、および優遇を受ける地域に関するリストを定め、さらに、新投資法により追加された適用対象である▽創造的スタートアップ

¹ 新投資法第6条

² 新投資法第7条

³ 新投資法第9条

⁴ 31号政令第15条1項



投資プロジェクト⁵、▽中小企業の商品流通チェーンへの経営投資⁶、▽中小企業育成施設への経営投資⁷、▽中小企業支援技術施設への経営投資⁸、▽創造的スタートアップ中小企業を支援するための共通作業エリアへの経営投資⁹についての詳細な適用条件も規定した。

3. 投資プロジェクト活動期間の延長

新投資法は、投資プロジェクト活動期間が満了した際、期間の延長が禁止される投資プロジェクトを除き、投資家は投資プロジェクト活動期間を延長することができる¹⁰と規定している。31号政令は、期間の延長が禁止される投資プロジェクト¹¹には、▽安全性・省エネ・環境に関する国家基準に合致しない技術ラインを使用するプロジェクト¹²、および▽科学技術省が定める規定に基づき10年超を経過したと認定される機械・設備を使用するプロジェクト¹³、が含まれると定めた。

4. 不実の投資関連申請書類の処理¹⁴

31号政令は、所轄当局が投資関連手続を実施するための申請書類に不実の内容を発見した場合、(1)投資家に対し書面により通知する、(2)不実の内容に関連する投資登録証明書・投資方針承認決定などの書面を撤回する、(3)直近の有効な申請書類に基づいて書面を修正する、との手続を行うものとした。

5. オンライン申請手続

31号政令は、投資プロジェクトのオンライン申請手続について新たに規定し、投資方針承認決定を有しない投資プロジェクトについては、国家投資情報システム上のオンライン申請書、または従来の紙の申請書のいずれか一方を選択することができるものとした¹⁵。

6. 土地使用权などの現物出資による投資プロジェクト

投資プロジェクトの実施に使用する土地使用权・土地定着財産を現物出資して会社を設立する場合について、新しい手続きが整備された¹⁶。

⁵ 新投資第15条2項e号

⁶ 新投資第15条2項g号

⁷ 新投資第15条2項g号

⁸ 新投資第15条2項g号

⁹ 新投資第15条2項g号

¹⁰ 新投資第44条4項

¹¹ 31号政令第27条10項

¹² 31号政令第27条10項a号

¹³ 31号政令第27条10項b号

¹⁴ 31号政令第7条

¹⁵ 31号政令第39条1項

¹⁶ 31号政令第52条1項



7. BCC による投資プロジェクト

BCC 契約の形態による投資プロジェクトについて、国内投資家と外国投資家間、または外国投資家間で、投資法に基づいて BCC 契約が締結された場合における投資登録証明書の発行に関する規定が新設された¹⁷

8. 不良債権を含む投資プロジェクトの譲渡

金融機関の不良債権処理のため、不良債権管理機構が保有する投資プロジェクト（不良債権化した負債、土地使用权その他の資産を含む）を投資家に譲渡する場合について、条件および手続きが新設された¹⁸。

9. 投資プロジェクトの分割・合併

投資プロジェクトの分割・合併についての新しい制度が導入され、分割・合併のためには投資プロジェクト調整手続を行うことが要求されている¹⁹。

ご質問は下記まで:

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

¹⁷ 新投資第 27 条 2 項

¹⁸ 31 号政令第 49 条 1、2 項

¹⁹ 新投資第 41 条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.